

こ けんり 子どもの権利

とういん こ けんり じょうやく しゅし およ きほんほう きほんりねん もと
当院は「子どもの権利条約」の趣旨及び「こども基本法」の基本理念に基づき、
こ けんり
子どもの権利である

い けんり そだ けんり まも けんり さんか けんり
・生きる権利 ・育つ権利 ・守られる権利 ・参加する権利

そんちよう こ さいぜん りえき かんが いりよう
を尊重し、子どもの最善の利益を考え医療にあたります。

まも けんり てきせつ よういく せいかつ ほしょう あい ほご
守られる権利には、適切に養育され、生活を保障され、愛され、保護されること
などの福祉に係る権利も含みます。



1 あなたにとって一番良いと考えられる医療を受けることができます。

あなたは、^{しょうがい ねんれい かんけい}障害や年齢に関係なく、^{びょうき}どのような病気にかかったときでも、あなたにとって一番良いと
^{かんが}考えられる^{いりよう う}医療を受けることができます。

2 必要なことを教えてもらい、自分の思いを伝えることができます。

あなたは、^{びょうき けんさ ちりょうほうほう}病気や検査、治療方法など^{ひつよう すべ}必要な全てのことがらについて、^わ分かりやすい方法で^{ほうほう せつめい}説明を
^う受けることができるとともに、^{じぶん かんが きも きぼう じゆう い}自分の考えや気持ち希望を自由に言うことができます。

^{とういん}当院はあなたが^{じぶん かんが きも きぼう いし かんごし いりよう}自分の考えや気持ち、希望を医師・看護師など医療スタッフや家族に^{かぞく つた}伝えやすく
^{くふう はいりよ かんきょうちようせいおこな}するための工夫と配慮、環境調整を行います。

あなた自らが^{みずか う いりよう えら けってい}受ける医療を選び決定することができない場合は、^{ばあい りょうしん か ひと じゅうぶん}両親やそれに代わる人に十分な
^{せつめい おこな どうい え けってい}説明を行い同意を得て、決定します。



ほか ひと し まもら
3 他の人に知られたくないことは守られます。

からだ びょうき しょうがい かん ほか ひと かって し まも
あなたの体や病気、障害に関する事などは、他の人に勝手に知られないように守られます。

ひとり にんげん たいせつ
4 一人の人間として大切にされます。

じぶん すこ びょうき しょうがい ねんれい かんけい ひと
あなたは、いつでも自分らしく健やかにいられるよう病気や障害・年齢に関係なく人として、
たいせつ ねんれい しょうじょう あそ べんきょう
大切にされます。また、どんなときも年齢や症状にあった遊びや勉強をすることができると
りょうしん か ひと かぎ
ともに、両親やそれに代わる人とできる限りいっしょにいることができます。

